

島根県報

令和2年4月30日(木)

号外第60号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

国 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

【訓令】

島根県公印規程の一部改正

(総 務 課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第49号)

- 1 規則の概要
- (1) 女性活躍推進統括監が専決することができる事項を定めることとした。(第3条の2関係)
- (2) 女性活躍推進統括監が不在のときは、次に掲げる者が次に掲げる順序に従い、代決することができることとした。 (第15条第1項関係)
 - ア 当該事務を掌理する政策企画局次長
 - イ 女性活躍推進課長
- (3) 医師法の規定により、臨床研修病院を指定し、又はその指定を取り消し、及び臨床研修病院ごとの研修医の定員を定める事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。(別表第2関係)
- (4) その他規定の整備
- 2 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第49号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を第22号とし、第8号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 女性活躍推進統括監 組織規則第16条第3項に規定する女性活躍推進統括監をいう。

第3条の次に次の1条を加える。

(女性活躍推進統括監の専決事項)

第3条の2 女性活躍推進統括監が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1第1号から第8号まで、第11号、第12号、第14号から第18号まで及び第23号から第29号までの局長等専決 事項の欄に掲げる事項(女性活躍の推進及び男女共同参画社会の形成に係る事項に限る。)
- (2) 島根県男女共同参画推進条例(平成14年島根県条例第16号)第21条の規定により、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表すること。

第5条第1項中「決裁する事項」の次に「、第3条の2の規定により女性活躍推進統括監が専決できる事項」を加える。

第7条第14号中「第2条第8号から第20号まで」を「第2条第8号から第21号まで」に改める。

第15条第1項の表知事の項の次に次のように加える。

女性活躍推 (1) 当該事務を掌理する政策企画局次長

進統括監 (2) 女性活躍推進課長

第15条第1項の表局長の項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを第2号から第5号までとし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該事務を掌理する理事

第20条に次の1項を加える。

2 第3条の2に掲げる事項と別表第1に掲げる事項とが競合している場合は、第3条の2に掲げるところによる。

別表第1第13号知事決裁事項の欄の(1)中「副知事」を「副知事、女性活躍推進統括監」に改め、同欄の(2)及び(3)中「局 長」を「女性活躍推進統括監、局長」に改める。

別表第2政策企画局の表女性活躍推進課の項を削る。

別表第2健康福祉部の表医療政策課の項に次の1号を加える。

16 医師法(昭和23年法	(1) 法第16条の2第1項の規定によ
律第201号)の施行に	り、臨床研修病院を指定するこ
関する事務	と。
	(2) 法第16条の2第4項の規定によ
	り、臨床研修病院の指定を取り消
	すこと。
	(3) 法第16条の3第3項の規定によ
	り、臨床研修病院ごとの研修医の
	定員を定めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県事務決裁規則の規定は、令和2年4月1日から適用 する。

> 訓 令

島根県訓令第8号

本 庁

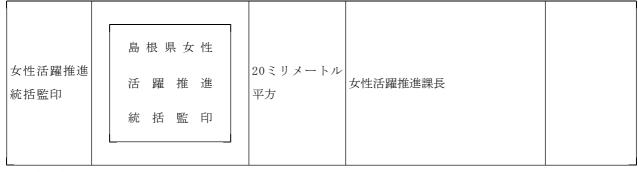
地方機関

島根県公印規程(平成元年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1副知事印の項の次に次のように加える。



この訓令は、令和2年4月30日から施行し、この訓令による改正後の島根県公印規程の規定は、令和2年4月1日から 適用する。